

## 第 2 章 P C B 廃棄物の安全な保管等のあり方と それを担保するための方法や措置

### 2 . 1 P C B 廃棄物の保管等に関連する法規

#### ( 1 ) P C B の保管に関連する法規

P C B の保管に関連する法規を体系的に表 2 - 1 に示す。

表 2 - 1 P C B の保管に関連する法規等

法規名称	概要	備考
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 (以下、廃棄物処理法と略す)	P C B 廃棄物は特別管理産業廃棄物(但し、廃テレビ等の P C B 使用部品は特別管理一般廃棄物)として通常の産業廃棄物より厳重な管理が義務付けられており、関係政省令等で保管に関する基準が定められている。	保管に関する基準の詳細は次章参照
「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」 (以下、P C B 廃棄物特別措置法と略す)	第 151 回通常国会に提出されていた P C B 廃棄物特別措置法は、2001 年 4 月 5 日に衆議院本会議において全会一致で可決、同年 6 月 15 日に参議院においても可決されて成立し、同年 7 月 15 日から施行されている。P C B 廃棄物の処理のために必要な体制を速やかに整備し、確実かつ適正な処理を推進するための規定や措置が定められている。	保管に関する基準の詳細は次章参照
「消防法」	P C B は 3 塩化 P C B が第 4 類第 3 石油類(指定数量 2,000 リットル)の危険物、4 塩化 P C B 以上の P C B が第 4 類第 4 石油類(指定数量 6,000 リットル)の危険物に指定されており、指定数量以上の危険物の貯蔵・取扱いについては、消防法令において位置、構造、設備等の技術上の基準が定められている。	保管に関する基準の詳細は次章参照

#### ( 2 ) P C B の使用等に関連する法規

P C B の使用等に関連する法規を体系的に表 2 - 2 に示す。

表 2 - 2 P C B の使用等に関連する法規等

法規名称	概要	備考
「電気事業法」	使用中の P C B 使用電気機器については、電気事業法が適用される。電気事業法に基づく「電気設備に関する技術基準を定める省令」において、高圧用の機械器具の施設についての基準、大型変圧器設置個所の油流出防止設備施設義務等が定められている。	-
「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(以下、化審法と略す)	P C B は第 1 種特定化学物質に指定されており、生産、輸入、新規使用が禁止されている。但し、鉄道車両用 P C B の使用は例外的に認められている。	-
「労働安全衛生法」	P C B は特定化学物質第 1 類物質に指定されており、生産、輸入、新規使用が禁止されている。	-
「P C B 使用電気機器の取扱いについて」 通商産業省(現 経済産業省)通達	P C B 使用電気機器の新たな使用禁止や使用済み電気機器の保管の義務、P C B 使用電気機器管理台帳の作成・保有による管理が明記されているとともに、その取扱いについて(社)日本電気協会の「P C B 使用電気機器の取扱い規定」の準用が示されている。	-

## 2.2 廃棄物処理法等の規定に基づく保管のあり方

### (1) PCB廃棄物の保管に関する廃棄物処理法令上の主な基準

廃棄物処理法及びその関係法令上に規定されたPCB廃棄物の保管に関する主な基準は以下のとおりである。

PCB廃棄物の保管は、周囲に囲いが設けられ、かつ見やすい箇所にPCB廃棄物の保管場所であること、また保管を行うPCB廃棄物の種類および保管の場所の管理者氏名または名称および連絡先の表示がされている場所で行うこと。

保管場所から、PCB廃棄物が飛散し、流出し、および地下に浸透し、ならびに悪臭が発生しないように必要な措置を講ずること。

保管場所には、ねずみが生息しないよう、および蚊、ハエその他の害虫が発生しないようにすること。

保管場所には、PCB廃棄物がその他のものと混合するおそれのないように、仕切りを設けるなど必要な措置を講ずること。

PCB汚染廃油の保管にあたっては、容器に入れ密封することなど当該廃油の揮発防止のために必要な措置および当該廃油が高温にさらされないために必要な措置を講ずること。

PCB汚染物は、当該PCB汚染物の腐食防止のために必要な措置を講ずること。

### (2) 廃棄物処理法令上の規定に基づく保管のあり方や措置

廃棄物処理法及び関係法令上の規定に基づいて、PCB廃棄物の保管のあり方や措置を整理すると以下のとおりである。

PCB廃棄物を保管していること並びに保管責任者を明記した保管

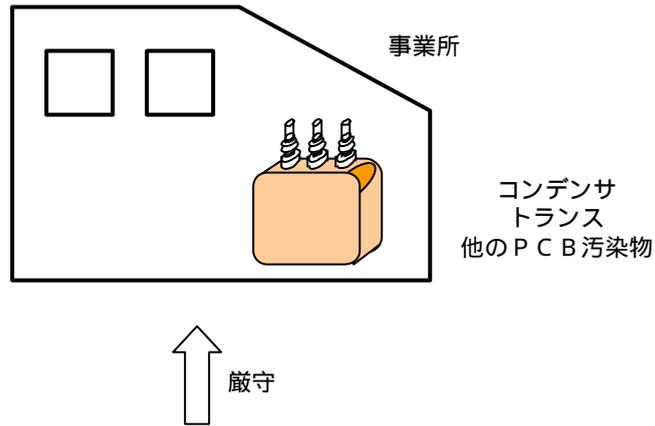
飛散・流出・地下浸透及び悪臭を防止できる保管

害虫を生じさせない保管

他の廃棄物と混合・混在しない保管

揮発を防止し、高温にさらさない保管

腐食を防止できる保管



**廃棄物処理法及び関係法令上の規定**

PCB廃棄物の保管は、周囲に囲いが設けられ、かつ見やすい箇所にPCB廃棄物の保管場所であること、また保管を行うPCB廃棄物の種類および保管の場所の管理者氏名または名称および連絡先の表示がされている場所で行うこと。

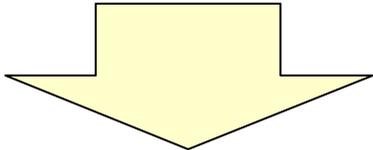
保管場所から、PCB廃棄物が飛散し、流出し、および地下に浸透し、ならびに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。

保管場所には、ねずみが生息しないよう、および蚊、ハエその他の害虫が発生しないようにすること。

保管場所には、PCB廃棄物がその他のものと混合するおそれのないように、仕切りを設けるなど必要な措置を講ずること。

PCB汚染廃油の保管にあたっては、容器に入れ密封することなど当該廃油の揮発防止のために必要な措置および当該廃油が高温にさらされないために必要な措置を講ずること。

PCB汚染物は、当該PCB汚染物の腐食防止のために必要な措置を講ずること。



**廃棄物処理法及び関係法令上の規定に基づく保管のあり方や措置**

PCB廃棄物を保管していること並びに保管責任者を明記した保管  
 飛散・流出・地下浸透及び悪臭を防止できる保管  
 害虫を生じさせない保管  
 他の廃棄物と混合・混在しない保管  
 揮発を防止し、高温にさらさない保管  
 腐食を防止できる保管

図 2 - 1 廃棄物処理法及び関係法令上の規定に基づく保管のあり方

### (3) PCB廃棄物の保管に関するPCB廃棄物特別措置法の主な規定

前述のとおり、PCB廃棄物特別措置法では、PCB廃棄物の保管等に関して以下のような規定が設けられている。

事業者及びPCB廃棄物を処分（再生も含む）する者は、毎年度、そのPCB廃棄物の保管及び処分の状況を都道府県知事（保健所を設置する市または特別区の場合は、市長または区長）に届出

事業者は、処理体制の整備状況等を勘案して政令で定める期間内に、そのPCB廃棄物を処分（再生も含む）する義務

PCB廃棄物の譲り渡し・譲り受けを制限

環境大臣または都道府県知事は、PCB廃棄物の処理に関し、報告の徴収及び事業場等への立入検査

事業者がPCB廃棄物を期間内に処分（再生も含む）しない場合、環境大臣または都道府県知事は処分その他必要な措置を命令

罰則規定の整備

### (4) PCB廃棄物特別措置法の規定に基づく保管のあり方や措置

PCB廃棄物特別措置法上の規定に基づいて、PCB廃棄物の保管等のあり方や措置を整理すると以下のとおりである。

PCB廃棄物の保管中は定期的に状況をチェック

PCB廃棄物の期間内処分までの適正な保管

PCB廃棄物の譲り渡し・譲り受けは基本的に認めない

関係法令の罰則規定等によるこれまでよりも厳しい管理

### (5) PCB廃棄物の保管に関する消防法令上の主な規定

消防法及び関係法令（危険物の規制に関する政令等）では、前述のとおり、第4類第3石油類（指定数量 2,000 リットル）もしくは第4類第4石油類（指定数量 6,000 リットル）の危険物として、指定数量を超えるPCB廃棄物の保管等に関しては以下のような規定が設けられている。

第4類危険物の屋内貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の主な基準は次のとおり。

- ・貯蔵倉庫（危険物を貯蔵し、または取扱う建築物）は所定の区分に応じた幅の空地を設けること。
- ・見やすい個所に屋内貯蔵所である旨を標示した標識及び防火に関し必要事項を掲示した掲示板を設けること。また、貯蔵倉庫は、独立した専用の建築物とすること。
- ・貯蔵倉庫は、各階の床を地盤面以上に設けるとともに、軒高は 20m未満（階高なら 6m未満）、床面積は 1,000m<sup>2</sup>未満とすること。
- ・貯蔵倉庫は、壁、柱、床及びはりには耐火構造とし、かつ、階段を不燃材料で造るとともに、延焼のおそれのない外壁を出入口以外の開口部を有しない壁とすること。

第4類危険物の消火設備の基準は次のとおり。

- ・火災が発生したとき消火が困難と認められるものは、所定の消火設備を設置すること。

第4類危険物の貯蔵等の主な基準は次のとおり。

- ・みだりに火気を使用しないこと。係員以外のものをみだりに出入りさせないこと。
- ・危険物を貯蔵し、または取扱う建築物その他の工作物または設備は、当該危険物の性質に応じ、遮光または換気を行うこと。
- ・危険物は、温度計、湿度計、圧力計その他の計器を監視して、当該危険物の性質に応じた適正な温度、湿度または圧力を保つように貯蔵し、または取扱うこと。
- ・危険物を貯蔵し、または取扱う場合においては、当該危険物が漏れ、あふれ、または飛散しないように必要な措置を講ずること。
- ・危険物を貯蔵し、または取扱う場合においては、危険物の変質、異物の混入等により、当該危険物の危険性が增大しないように必要な措置を講ずること。
- ・危険物を容器に収納して貯蔵し、また取扱うときは、その容器は、当該危険物の性質に適応し、かつ、破損、腐食、さけめ等がないものであること。
- ・危険物を収納した容器を貯蔵し、または取扱う場合は、みだりに転倒させ、落下させ、衝撃を加え、または引きずる等粗暴な行為をしないこと。
- ・炎、火花もしくは高温体との接近または、加熱を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと。

#### **(6) 消防法令上の規定に基づく保管のあり方や措置**

消防法及び関係法令上の規定に基づいて、PCB廃棄物の保管等のあり方や措置を整理すると以下のとおりである。

貯蔵所の位置、構造及び設備に係る消防法令上の技術上の基準の遵守

消火設備等の設置

消防法令上の貯蔵の基準の遵守

## 2.3 PCB廃棄物の保管状況等を考慮した保管等のあり方

### (1) PCB廃棄物の保管状況の問題点

平成10年度調査において、平成4年度に保管されていたPCB廃棄物のうち、高圧トランス・コンデンサは約4.1%(4,942台)、廃感圧紙は1.5%(9t)、廃PCB等は0.04%(1.5t)が紛失していることが判明した。ちなみに、平成4年度調査では、(財)電気絶縁物処理協会が把握していたPCB廃棄物のうち、高圧トランス・コンデンサが約7%(6,474台)紛失したことが判明している。この紛失の主な原因は、PCB保管事業所の廃業や倒産あるいは担当者の移動の際の情報伝達不足によると言われている。

また、事業者による高圧トランスや高圧コンデンサ等のPCB廃棄物の30年間以上にわたる長期間の保管によって、上記のような不明・紛失のみならず、容器の腐食・損傷とそれに伴う液漏れの問題が懸念されている。

表2-3 PCB廃棄物保管状況調査結果

種類		高圧トランス ・コンデンサ	低圧トランス ・コンデンサ	廃感圧紙	廃PCB	安定器等	ウエス、 汚泥等	柱上 トランス		
平成 4年度	保管	事業所	17,360	218	544	224	350	128		
		数量	119,353台	約11万台	587t	4,076t	約43.4万個	約6,780t		
	紛失・ 不明	事業所	1,488 (8.6%)	3 (1.4%)	83 (15.3%)	10 (4.5%)	4 (1.1%)	2 (1.5%)		
		数量	4,942台 (4.1%)	約1.2万台 (10.9%)	9t (1.5%)	1.5t (0.04%)	約2,600個 (0.6%)	約0.24t (0.0%)		
	未 報告	事業所	4,308 (24.8%)		42 (7.7%)	11 (4.9%)				
		数量	14,900台 (12.5%)		9t (1.5%)	14t (0.3%)				
	平成 10 年度	保管 *未報告 含む	事業所	39,367	670	456	382	2,470	238	約49
			数量	219,327台	約39万台	644t	126,000t	約243.3万個	約10,617t	約138万台
使用中		事業所	22,035						-	
		数量	60,477台						約264万台	

( )内は平成4年度保管数に対する割合

出典：厚生省生活環境審議会資料(2000年7月17日)

1997年に開催された環境庁PCB混入機器等処理推進調査検討委員会では、PCBの保管を続けるリスクと処理を行った場合のリスクの比較を行っている。これは、前述の厚生省平成4年度保管調査結果に基づいて紛失・不明となっている量から環境中へのPCB流出量を推計した結果と、PCB処理を10年間で化学処理あるいは焼却処理した場合に環境中に排出される可能性のあるPCB量を推算した結果を比較したものである。その結果は、図2-2のとおり、PCB処理を行った場合のリスクが保管を続けるリスクよりはるかに小さいと推定されており、環境保全上の観点からできるだけ早期に、安全なレベルまでPCBを処理する必要があるとの指摘がなされている(詳細は次頁の参考資料を参照)。

PCBの保管を続ける中で紛失等によって環境中へ流出していると想定される量  
(厚生省平成4年度保管調査結果に基づく想定)

14~140 t/年

>>

10年間で全てのPCBを化学処理あるいは焼却処理した場合に環境中に排出される可能性のある量(環境庁試算)

0.1~4 kg/年

(出典：環境庁PCB混入機器等処理推進調査検討委員会中間報告(平成9年10月)より)

図2-2 PCBの保管を続けるリスクと処理を行った場合のリスクの比較

**参考資料**(出典：環境庁PCB混入機器等処理推進調査検討委員会中間報告(平成9年10月)より)

第1章 PCBの環境へのリスク  
(3) 廃PCBの保管に関する問題点

(略)

大胆な仮定に基づく推算であるが、保管を続けるリスクと処理を行ったときのリスクを定量化して比較してみる。仮に、前述の不明・紛失とされる量が1972年の回収指示後20年間で紛失したとすると、日本全体で年間当たり140トン程度となる(参考)。この中には、工場の移転等により行方が突き止められなかったものも含まれているので、これだけの量がすべて環境中に放出されたわけではないとも考えられ、環境中への流出量は最悪で140トン/年、この一桁小さいオーダーなら14トン/年となる。一方、仮にPCBの処理を10年間ですべて行い、化学処理の場合は諸外国の基準レベルまで処理され、この処理済み油がすべて焼却され、かつこの他のPCBは今後適正に保管され続けたと仮定して、年間当たり環境中に排出される可能性のあるPCB量を推算すると、処理方法によって差があるものの、0.1~4kg/年程度となり(参考)、PCB処理に伴うリスクは保管のリスクよりはるかに小さいと推定される。

以上のことを考慮すれば、環境保全の観点から、できるだけ早期に、安全なレベルまでPCBを処理することが必要と考えられる。

(略)

参考

保管に伴うリスク推算例

(1) 不明紛失に伴うPCB排出量の推定

厚生省調査による不明紛失率から、PCBの紛失量を推定し、この年間及び面積あたりの不明紛失量を全国平均で計算した。

年間不明紛失率の推定については、生産中止の行政指導があった昭和47年から厚生省調査の平成4年度までの20年間を仮定した。

全国平均の不明紛失量は、日本全国で140t/年、1km<sup>2</sup>あたり1年間に約0.4kgであるが、都市部等ではこれより大きいことが推測される。

なお、この推定には、大手事業者(電力、NTT、JR、防衛庁)保有分は含んでいない。

保有量(t) (電気機器用、熱媒体用)	不明紛失率(-)	年間不明紛失率(-/年)	不明紛失量(kg)	年間不明紛失量(kg/年)	全国面積(km <sup>2</sup> )	不明紛失量/面積(kg/km <sup>2</sup> )	年間不明紛失量/面積(kg/km <sup>2</sup> /年)
40,199	0.07	0.0035	2,813,930	40,697	77,583	7.45	0.373

保有量推定：国内使用総量(54,000t) - 感圧複写紙使用量(5,350t) - 塗料・接着剤等使用量(2,910t) - 高温焼却剤量(5,541t) = 40,199t

不明紛失率出典：厚生省調査(平成4年度)

(略)

参考

処理実施に伴うPCB排出量推算例

高濃度PCBを直接燃焼した場合、高濃度PCBを化学処理後焼却した場合、低濃度汚染油を直接燃焼した場合、及び低濃度汚染油を化学処理後焼却した場合の環境への排出量を推定した。

(1) 排出量推定条件

排ガス、排水の濃度については、最低達成基準として既存の基準類に準拠するものとした。

化学処理時の排水発生量は原液の濃度や脱塩素処理の程度によって変動する。

焼却時の排水発生量については、塩類濃度が高い高濃度直接焼却では焼却油量の9倍とし、塩類濃度が低い処理済油及び低濃度汚染油については焼却油量と同量と仮定した。

焼却時の分解率としては、良好な焼却状態を仮定しているが、供給油が低濃度の場合には若干低めの99.99%を仮定した。

	化学処理時		焼却時			
		高濃度 PCB処理	低濃度 汚染油処理		汚染油 処理済油	高濃度 PCB直接
排ガス	濃度 発生量	5 µg/m <sup>3</sup> 0.1m <sup>3</sup> /L-油	5 µg/m <sup>3</sup> 0.1m <sup>3</sup> /L-油	分解率	99.9%	99.9999%
排水	濃度 発生量	1.5 µg/L 5L/L-油	1.5 µg/L 0.5L/L-油	濃度 発生量	1.5 µg/L 1L/L-油	1.5 µg/L 9L/L-油
処理済油性状	濃度 発生量	2ppm 10L-油 /kg-PCB	2ppm 1L-油/kg-汚 染油			

化学処理時の排ガス濃度：液状廃PCB高温熱分解時の暫定排出許容限界 10 µg/m<sup>3</sup>の1/2

排水濃度：排水基準 3 µg/Lの1/2

(2) 施設あたりの推定排出量

各処理施設の規模は、それぞれの施設で妥当と想定される大きさを仮定しているため、各施設におけるPCB処理量はそれぞれ異なる。

高濃度PCBを15t/日で直接燃焼する場合であっても、排出量は分解率99.9999%で4kg/年未満、99.999999%(高砂における高温燃焼時の実績分解率)では、0.1kg/年未満と推定される。

低濃度汚染油であれば、200t/日を分解率99.99%で直接燃焼しても、化学処理後焼却しても排出量は0.4kg/年未満と推定される。

高濃度PCBを1000kg/日で化学処理後焼却した場合、環境への排出量は約0.03kg/年未満と推定され、直接焼却に比較して施設規模が小さく所要施設数が多くなるが、施設周辺への環境影響は小さい。

処理条件	排出量 (kg/年)		
	排ガス	排水	合計
高濃度PCB直接燃焼時(15t-PCB/日) 分解率99.9999%	3.75	0.0506	3.801
高濃度PCB直接燃焼時(15t-PCB/日) 分解率99.999999%	0.0375	0.0506	0.088
低濃度汚染油直接燃焼時(50ppm,20t/日)、 分解率99.99%	0.025	0.0075	0.0325
低濃度汚染油直接燃焼時(50ppm,200t/日) 分解率99.99%	0.25	0.075	0.325
高濃度PCB化学処理、焼却時(100kg-PCB/日)	0.000175	0.00225	0.002425
高濃度PCB化学処理、焼却時(1000kg-PCB/日)	0.00175	0.0225	0.02425
低濃度汚染油化学処理、焼却時(50ppm,20t/日)	0.0035	0.01125	0.01475
低濃度汚染油化学処理、焼却時(50ppm,200t/日)	0.035	0.1125	0.1475

年間稼働日数：250日/年と仮定

### (3) 推定排出総量

日本国内推定保有PCB量 40,199t を 10 年で処理するとし、年間処理量を 4,020t/年と仮定して、直接燃焼又は化学処理をして焼却する場合の、処理に伴う環境への排出量を推定した。

年間排出量としては、処理方法によって差はあるが全体で 0.1 ~ 4kg/年程度であり、1 km<sup>2</sup>あたりであれば、年間 0.25 ~ 10mg 程度と推定される。また、現在大量に保管中である低濃度汚染油を 10 年間で処理する場合についても併せて推計したが、これによる排出量の加算分は約 0.1kg/年程度と推定される。

処理方法	年間排出量			
	(kg/年)			面積あたり
	ガス	排水	合計	g/km <sup>2</sup> /年
高濃度 PCB 直接燃焼時、分解率 99.9999%	4.0200	0.0543	4.0743	0.01079
高濃度 PCB 直接燃焼時、分解率 99.999999%	0.0402	0.0543	0.0945	0.00025
高濃度 PCB 化学処理、焼却時	0.0281	0.3618	0.3899	0.00103
低濃度汚染油化学処理、焼却時	0.0175	0.0563	0.0738	0.000195

### (2) PCB 廃棄物の保管状況等を考慮した保管等のあり方や措置

PCB 廃棄物の保管状況の問題点を考慮して、PCB 廃棄物の保管等のあり方や措置を整理すると以下のとおりである。

PCB 廃棄物が紛失・不明にならない管理

腐食・損傷による液漏れが生じない管理

保管中の PCB 廃棄物は早期に適正処理を推進

使用中の PCB 使用機器についても代替化を進め、当該機器は早期に適正処理

## 2.4 PCB廃棄物等の保管事故事例に配慮した保管等のあり方

### (1) PCB廃棄物等の危険物の保管時における事故事例

国内外でのPCB廃棄物等の危険物の保管時における事故事例を表2-4に示す。

表2-4 PCB廃棄物等の危険物の保管時における事故事例

事例	概要	出典
事例1	カナダ・アルバータ州において、変圧器が壊れてPCBを含んだ油が1,400リットル流出し、変圧器が置いてあったスクラップ置場を汚染した。汚染地の改善工事工程を初期汚染地調査、改善実施調査、工事方法選定、工事の4段階方式で実施した。改善工事の確認証を行政当局から取得し、25年間の責任を全うするにはこのような方式をとることが必要である。	1.
事例2	1988年にカナダで大量の保管PCBが火災にあって、ケベック州Saint Basileの数千人の住民が、この火災のため非難せざるを得なかった。	2.
事例3	カナダ・オンタリオ州SmithbillのPCB廃棄物保管所跡地で、PCBの漏出と地下水水源のコミュニティ水道の汚染が発見され、費用の掛かる浄化計画が開始された。	2.
事例4	1995年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、有害物質の使用施設や保管施設の倒壊・破損等によって、有害物質による環境汚染が生じた。	3.4.5

(出典) 1. BERZINS B E, KERKHOFF L, TURNER J M (Western Research, Alberta) : Site Assessment and Remediation in Alberta. :Proc Annu Meet Air Waste Manag Assoc, Vol.84 th, NO.Vol 10A Page. 91.3.6.1 91.3.6.14, 1991

2. John C.Hiborn : PCBに関する国際セミナー予稿集 - カナダにおけるPCBの管理と処理  
1996年12月2月~4日

3. 山本進 : 阪神大震災と廃棄物・リサイクル 阪神大震災と環境保全 震災時の環境対策の概要とアスベスト対策 : 都市政策, 93, p.83-96, 1998

4. 岩本文哉 : 環境評価 緊急時における有害物質対策 阪神・淡路大震災における経験から : 安全工学, Vol.35, 6, p.460-464, 1996

5. 牛谷勝則 : 阪神・淡路大震災 阪神・淡路大震災による海域の水質汚濁 阪神・淡路大震災に対応した水質モニタリング調査結果 : L1038B 瀬戸内海, Vol.2/3, p.30-31, 1995

### (2) PCB廃棄物等の危険物の保管時における事故事例に配慮した保管のあり方や措置

PCB廃棄物等の危険物の保管時における事故事例に配慮して、PCB廃棄物の保管のあり方や措置を整理すると以下のとおりである。

万が一PCB廃棄物の容器が壊れて液漏れ等が生じても、土壌・地下水汚染が生じない保管

火災事故が生じない保管

大地震などの天災に襲われても環境へPCBが漏洩するのを防げる管理

## 2.5 PCB廃棄物の安全な保管等のあり方とそれを担保するための方法と措置

### 1) PCB廃棄物の安全な保管のあり方や措置

2.2の“関係法令遵守”、2.3の“保管状況等の対応”及び2.4の“事故等の異常時対応”の3つの観点から、PCB廃棄物の安全な保管のあり方や措置を整理すると、以下のとおりである。

表2-5 PCB廃棄物の安全な保管のあり方や措置

	PCB廃棄物の安全な保管のあり方や措置
2.2 関係法令遵守	PCB廃棄物を保管していること並びに保管責任者を明記した保管 飛散・流出・地下浸透及び悪臭を防止できる保管 害虫を生じさせない保管 他の廃棄物と混合・混在しない保管 揮発を防止し、高温にさらさない保管 腐食を防止できる保管 PCB廃棄物の保管中は定期的に状況をチェック PCB廃棄物の期間内処分までの適正な保管 PCB廃棄物の譲り渡し・譲り受けは基本的に認めない 関係法令の罰則規定等によるこれまでよりも厳しい管理 貯蔵所の位置、構造及び設備に係る消防法令上の技術上の基準の遵守 消火設備等の設置 消防法令上の貯蔵の基準の遵守
2.3 保管状況等の対応	PCB廃棄物が紛失・不明にならない管理 腐食・損傷による液漏れが生じない管理 保管中のPCB廃棄物は早期に適正処理を推進 使用中のPCB使用機器についても代替化を進め、当該機器は早期に適正処理を推進
2.4 事故等の異常時対応	万が一PCB廃棄物の容器が壊れて液漏れ等が生じて、土壌・地下水汚染が生じない 保管 火災事故が生じない保管 大地震などの天災に襲われても環境へPCBが漏洩するのを防げる管理

### 2) PCB廃棄物の安全な保管等を担保するための方法や措置

2.3で示したとおり、環境庁PCB混入機器等処理推進調査検討委員会において、PCB処理を行った場合のリスクが保管を続けるリスクよりはるかに小さいと推定されている。したがって、早期の適正処理を進める必要があることは言うまでもないが、保管中のPCB廃棄物（使用中のPCB使用機器も含む）に関して、適正かつ安全な管理の強化を図り、少しでも環境リスクを減らすことが求められる。

豊田市内の全てのPCB廃棄物の処理が完了するまで、PCB廃棄物を保管事業者（PCB使用機器の使用事業者も含む）に、表2-5に示すように、適正かつ安全に管理させるためには、以下のような措置や方法が考えられる。

**( 1 ) 豊田市内の P C B 廃棄物及び P C B 使用機器のデータ把握**

豊田市内の P C B 廃棄物及び P C B 使用機器の詳細な実態調査の実施

**( 2 ) P C B 使用機器の使用事業者に対する、代替機器へのスムーズな移行促進のための普及・啓発及び指導**

豊田市内の P C B 処理体制が整備された段階で全ての使用事業者名を公表

P C B 使用機器の使用期限の設定

P C B 使用機器の使用事業者に対する重点的な立入指導

**( 3 ) P C B 廃棄物の保管事業者に対する、処理完了までの適正保管の普及・啓発及び指導**

P C B 廃棄物の保管事業者を対象とする、処理が完了するまでの間の適正保管に関するガイドラインの策定（以下の(a)(b)の明記）

(a) P C B 廃棄物の処理が完了するまでの間の適正保管ルールの義務付け

（ 表 2 - 5 に基づく P C B 廃棄物の適正保管ルールのマニュアル化）

(b) P C B 廃棄物の保管期限の設定により、期限までに処理を義務付け

P C B 廃棄物の保管事業者への適正保管に関するガイドライン及びマニュアルの普及・啓発（市広報活動 etc.）

P C B 廃棄物の保管事業者に対する重点的な立入指導

**( 4 ) P C B 廃棄物の保管事業者に対する、適正保管から適正処理へのインセンティブの付与**

豊田市内の P C B 処理体制が整備された段階で全ての保管事業者名を公表

処理完了者の認証制度の創設

P C B 廃棄物の保管期限の設定により、期限までに処理を義務付け

なお、東京都においても、東京都 P C B 廃棄物適正処理検討委員会報告を受けて、保管中の P C B はもちろんのこと使用中の P C B 使用機器についても、適正保管・管理のための都独自の新たなルールの創設が検討されている。